

- (3) 本保証およびサービス提供者のその他のサービスの品質向上を目的として、お客さまに電子メール、郵便物等によるアンケート調査をする場合。
- (4) サービス提供者のサービス案内およびキャンペーン等の実施をする場合。
- (5) 本保証の品質向上を目的として、お客さまにおける本保証の利用に関する情報を収集し分析する場合。
- (6) 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

第11条 間接損害等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。）ならびに他の財物に生じた損害に関して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の故意または重過失によるものについては、この限りではありません。

第12条 本保証の適用除外事項

以下各号のいずれかに該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- (1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- (2) 本製品の機能に影響の無い範囲の使用摩耗や経年変化等の経年劣化に相当するもの（外観、傷、錆、腐食、カビ変質、その他類似の事由等）。
- (3) 本製品以外の製品の故障および損害。
- (4) ご使用中に生じる外観上の変色、傷、汚れ（ケース・ベゼル・ブレスレット・ベルト・クラスプ・サファイアクリスタルガラス・リュウズ・プッシュボタン・ダイヤル・針・およびダイヤモンド等の宝飾部品）。
- (5) 取扱説明書や注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為等）等、取扱いが不適当であることに起因する故障および損害。
- (6) 火災、落雷、地震、津波、噴火その他天災地変に起因する故障および損害。
- (7) お客さまもしくは第三者の故意もしくは重過失、またはメーカー保証の対象外である加工、改造、修理に起因する故障および損害。
- (8) メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害。
- (9) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損害。
- (10) メーカーの指定する消耗品（ベルト等）の交換にかかる費用。ただし、ベルトの傷や故障（使用摩耗または経年劣化による傷・故障および変色は除きます。）は本保証の対象とします。
- (11) メーカー指定外の消耗品の使用に起因する故障および損害。
- (12) 時間の差異が、サービス提供者の基準内の場合における調整、分解清掃等の作業。
- (13) 電池切れ等によって生じた時間の差異。
- (14) サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (15) お客さまご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等の復旧。
- (16) 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により補償を受けるまたは受けた場合。
- (17) サービス提供者を経由せず修理をご依頼された場合。
- (18) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- (19) 本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、シリアル番号等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
- (20) 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客さまが本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (21) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
- (22) 核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
- (23) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
- (24) 本製品の損害にかかる申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

第13条 解約

本保証の範囲外である故障につき、お客さまが虚偽の申告または不正な手段（以下「不正行為」と総称します。）により保証修理の依頼を行った場合、サービス提供者は当該お客さまに通知することにより、本保証を解約できるものとします。なお、サービス提供者が保証修理を行った後に不正行為が判明した場合も同様とし、サービス提供者は当該不正行為のあった日に遡り契約を解約できるものとします。この場合、サービス提供者は、お客さまが支払われた保証料を一切返金せず、お客さまに対し、お客さまの不正行為により生じた損害（保証修理を行った場合の保証修理費用相当額を含みます。）の賠償を請求するものとします。

第14条 反社会的勢力

1. サービス提供者は、お客さまが、以下各号のいずれかに該当する場合には、お客さまに対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
2. 本保証は、前項に基づく解除により本保証加入時に遡って無効となるものとします。この場合において、サービス提供者は、既に保証修理を行っていたときは、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

第15条 その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等についてサービス提供者とお客さまの間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、専門家または中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 修理受付日から6カ月を経過してもお客さま都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、サービス提供者は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができます。お客さまはかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客さまは、本保証に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要なとなる費用等）に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

第16条 保証料の損害保険充当

1. サービス提供者は、保証料を原資として、本保険会社との間でサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しています。
2. 本保証は、お客さまに対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理にかかる費用等の支払に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況によりお客さまに対しても本保険会社の調査が行われる場合があります。

第17条 本規程の変更

1. サービス提供者は、以下の各号に該当する場合、その裁量により本規程を変更することができます。
 - (1) 本規程の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規程の変更が、本保証にかかる契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. サービス提供者は、前項による本規程の変更にあたり、変更後の本規程の効力発生日の1カ月前までに、本規程を変更する旨および変更後の本規程の内容ならびにその効力発生日を、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとします。
3. 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客さまが本規程に基づくサービスを利用したときは、お客さまは、本規程の変更に同意したものとみなします。

第18条 合意管轄

本規程に関連して発生したサービス提供者とお客さまの間一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。